

1. 混濁

2. 沈殿物

3. 金属類  
(Pb、Cd、As、Sn)

4. 大腸菌群

5. 腸球菌・緑膿菌  
(ミネラルウォーター類のうち  
殺菌又は除菌なしのもの)

6. パツリン  
(りんごの搾汁及び果汁  
のみを原料とするもの)

その他の清涼飲料水の製造基準

2. 原水基準

水道水

26項目

微生物(一般細菌、大腸菌群)

化学物質(シアン、フッ素...)  
金属類(Pb、Cd、As...)

性状(pH値、味、臭気、色度、濁度...)

1. 水以外の原料

3. 器具容器包装

4. 殺菌又は除菌

5. 記録

6. 打栓

ミネラルウォーター類の製造基準

1. 原水基準

水道水

18項目

微生物(一般細菌、大腸菌群)

化学物質(シアン、フッ素、バリウム、ホウ素...)  
金属類(Pb、Cd、As、Se...)

2. 器具容器包装

3. 殺菌又は除菌

3. 殺菌又は除菌なし  
微生物  
(一般細菌、大腸菌群、  
芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌、  
腸球菌、緑膿菌)

4. 記録

改正後

その他の清涼飲料水の成分規格

1. 混濁

2. 沈殿物

3. 金属類  
(Pb、As、Sn)

4. 大腸菌群

6. パツリン

ミネラルウォーター類(殺菌・除菌有)の成分規格

1. 混濁

2. 沈殿物

性状  
(pH値、味、臭気、  
色度、濁度...)

3. 化学物質  
(シアン、フッ素...)  
金属類  
(Pb、Cd、As、Sn...)

4. 大腸菌群

ミネラルウォーター類(殺菌・除菌無)の成分規格

1. 混濁

2. 沈殿物

3. 化学物質  
(シアン、フッ素、  
バリウム、ホウ素...)  
金属類  
(Pb、Cd、As、Se、Sn...)

4. 5. 大腸菌群  
腸球菌  
緑膿菌

その他の清涼飲料水の製造基準

2. 原料として用いる水

水道水

ミネラルウォーター類  
(殺菌・除菌有)

ミネラルウォーター類  
(殺菌・除菌無)

1. 器具容器包装

3. 水以外の原料

4. 殺菌又は除菌

5. 記録

6. 打栓

ミネラルウォーター類(殺菌・除菌有)の製造基準

2. 原料として用いる水

微生物  
(一般細菌、大腸菌群)

1. 器具容器包装

3. 殺菌又は除菌

4. 記録

ミネラルウォーター類(殺菌・除菌無)の製造基準

2. 原料として用いる水

泉源

微生物  
(一般細菌、大腸菌群、  
芽胞形成亜硫酸還元嫌  
気性菌、腸球菌、緑膿菌)

1. 器具容器包装

3. 殺菌又は除菌なし

4. 記録

※冷凍果実飲料・原料用果汁は省略。

# 清涼飲料水の規格基準改正の概念図

